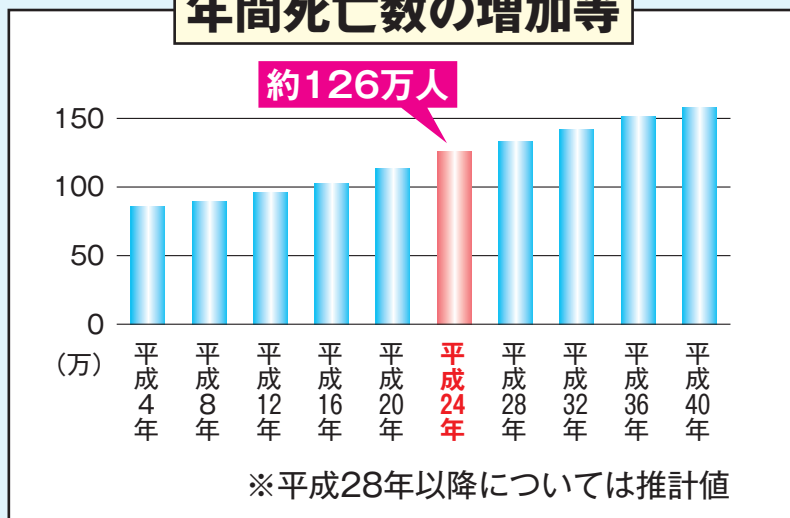


1 社会の変化と死因究明

我が国における年間死亡数（約126万人）は、人口の高齢化を反映して増加傾向にあり、警察の死体取扱数（約17万體：交通関係及び東日本大震災の死者を除く）も過去10年間で約2割強の増加となっています。

年間死亡数の増加等



また、東日本大震災等の大規模災害においては、身元の確認作業が困難を極めたことから、平素から身元確認のための態勢を整備しておくことの重要性が改めて認識されました。



我が国の死因究明制度は、諸外国に比べて必ずしも十分なものとは言い難い状況にあり、犯罪を見逃してしまったケースも見受けられたことから、死因究明体制の強化が求められるに至りました。

このため、平成24年6月に死因究明等の推進に関する法律（平成24年法律第33号）が議員立法で制定され、同法に基づく政府の死因究明等推進会議の議論を経て、平成26年6月に「死因究明等推進計画」が閣議決定されました。

推進計画策定までの主な経緯

平成18年（2006年）	7月	パロマ給湯器事件（一酸化炭素中毒死）表面化
平成19年（2007年）	6月	時津風部屋力士暴行死事件
平成20年（2008年）	7月	衆議院法務事情等調査議員団が提言
平成23年（2011年）	3月	東日本大震災
平成24年（2012年）	6月	死因究明等の推進に関する法律が成立（議員立法）
	9月	同法施行（10月には死因究明等推進会議等が第1回会合）
平成26年（2014年）	4月	死因究明等推進計画検討会最終報告書
	6月	死因究明等推進計画（閣議決定）